

黒部市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、黒部市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) プロポーザルの名称

黒部市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託

(2) 業務の実施場所

黒部市総務管理部企画情報課及び市が指定する場所

(3) 構築期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 8 月 31 日まで（ただし、未構築部分及び修正等の対応による最終構築期間は、令和 4 年 10 月 31 日までとする。）

(4) 公開日

令和 4 年 9 月 1 日

(5) 運用期間

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(6) 業務内容

黒部市公式 LINE 情報配信システム構築・運用業務委託仕様書のとおり

(7) 提案上限額

金 1,870,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、この金額を超えて提案することができない。提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

※提案上限額は、初期構築費用及び令和 4 年度分使用料（月額、7 か月分）を含む。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 前 3 年度内に、国、地方公共団体のいずれかの団体と、委託役務契約の履行実績があること。なお、履行実績がない場合は、他の信用に足ることを証明する書類を提出すること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受け

た者を除く。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (5) 黒部市公式LINE情報配信システム構築・運用業務委託仕様書「7 その他 (1) 受注者等の要件」に適合すること。

4 選定スケジュール（予定）

実施要項等の公表・・・・・・・・・・令和4年7月15日（金）
質問の受付期間・・・・・・・・・・令和4年7月15日（金）～7月20日（水）17時
質問に対する回答期限・・・・・・・・・・令和4年7月22日（金）17時
参加意向申出書提出期限・・・・・・・・・・令和4年7月27日（水）17時
企画提案書の提出期限・・・・・・・・・・令和4年8月2日（火）17時
プレゼンテーション・・・・・・・・・・令和4年8月9日（火）
選定結果通知・・・・・・・・・・令和4年8月19日（金）
契約・・・・・・・・・・令和4年8月下旬
※各実施日については、事務の都合により変更する場合がある。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出様式及び部数

参加意向申出書（様式第1号）1部

(2) 提出期限

令和4年7月27日（水）17時（必着）

※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。

(3) 提出先

黒部市総務管理部企画情報課デジタル推進係

(4) 提出方法

持参又は郵送

6 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法等

ア 提出書類：質問書（様式第2号）

イ 提出方法：持参又は電子メール（受付期限内必着）

ウ 受付期限：令和4年7月20日（水）17時

エ 提出先：黒部市総務管理部企画情報課デジタル推進係

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和4年7月22日（金）

までに市ホームページで公表する。ただし、簡易な質問等については、市ホームページで公表せず、電話等により個別に回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書等の提出について（様式第3号）

イ 企画提案書（様式第4号）

ウ アプリケーション及びシステムの設計・開発業務に関する実績（様式第5号）

エ 業務実施体制（様式第6号）

オ 会社概要（任意様式）※パンフレット等可

カ 構築・運用に係る見積書（任意様式）

※「初期構築費用」及び「使用料（月額費用）」について、業務内容及び人件費等の積算内訳と共に記載すること。

キ 直前2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類

(2) 提案内容

別紙「黒部市公式LINE情報配信システム構築・運用業務委託提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

(3) 書類作成上の留意事項

ア 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ 様式として1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えない。

エ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

オ 提案書類一式を上記(1)ア～キの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

カ 様式書類については、記載項目が網羅されていれば様式については問わない。

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出期限

令和4年8月2日（火）17時まで

(6) 提出先

黒部市総務管理部企画情報課デジタル推進係

(7) 提出部数

正本1部、副本7部（直前2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類は、正本1部にのみ添付すること。）

(8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出した場合であっても、期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

ア 実施日時：令和4年8月9日（火）予定

※時間・場所については、別途応募者に通知する。

イ 実施時間：40分以内（提案説明30分以内、質疑応答10分以内）

ウ 選定方法

別紙「黒部市公式LINE情報配信システム構築・運用業務委託提案書評価基準」に基づき、市職員で構成する評価委員会が企画提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、受託候補者を選定する。評価委員会は、提案上限額の範囲内で合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、同数の提案者の中から多数決により選定する。審査結果通知は、プレゼンテーションを行った全事業者に令和4年8月19日（金）に電子メールで行う。なお、結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

エ その他

①企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部のプレゼンテーション参加者のオンライン参加を可とする。その際に必要な機器等は応募者で準備すること。

9 契約の締結

8で選定した受託候補者と協議し、契約手続を進めるものとする。なお、受託候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

11 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要項等の記載内容及び条件を承諾

したものとみなす。

- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、黒部市情報公開条例に基づき提出書類等を公開する場合がある。
- (7) 提出書類等に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案内容は契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とするこ
と。
- (9) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

12 所管課（問合せ先）

黒部市総務管理部企画情報課デジタル推進係

〒938-8555 富山県黒部市三日市 1301 番地

電話 0765-54-2114

F A X 0765-54-4461

E-mail digital-k@city.kurobe.lg.jp